

## 目黒区学校運営協議会制度のあらまし

### 1 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）とは

平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の判断で、学校を指定し、学校の運営に関する協議機関として「学校運営協議会」を置くことが可能となりました。

学校運営協議会制度とは、地域の公立学校の運営に保護者、地域住民等の声を生かす新しい仕組みです。

### 2 「信頼される学校づくり」を推進するために

目黒区では、学校評議員制度の活用、保護者・地域・子どもによる学校評価アンケートの実施、第三者による学校評価、学校公開の充実など開かれた学校運営を進めていますが、「めぐろ学校教育プラン」に定めた、「信頼される学校」づくりをさらに進めるとともに、教育委員会基本方針に定めた「学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の振興」を図るために本制度を導入しました。

○信頼される学校づくり（めぐろ学校教育プラン）  
○学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの教育の振興  
（教育委員会基本方針）

The diagram consists of a large oval containing the two bullet points above. Below the oval, two upward-pointing arrows originate from a rectangular box containing the text 'School Council System, etc.'. This indicates that the system is a means to achieve the goals listed in the oval.

学校評議員制度、保護者・地域・児童生徒による学校評価アンケート、第三者による学校評価、学校公開、地域教育懇談会、学校運営協議会

### 3 制度導入のねらい

本制度の導入により、保護者や地域が学校とともに子どもや学校の課題を解決していく～いっしょに創り支える「信頼される学校」～を目指しています。

○学校運営に保護者や地域住民の声を直接反映していくことで学校教育への参画意識を高めるとともに、コミュニケーションを活発にしながら一層開かれた学校運営を進めていきます。

○学校運営協議会が、学校長の経営方針やリーダーシップを支援するとともに学校改善の提案などを行うことで学校経営が強化され、特色ある学校運営が進められるようにしていきます。

○学校の教育活動への地域人材の活用、学校の地域活動への参加など学校と保護者・地域との連携活動が一層活発に行われるようにしていきます。

#### 4 学校運営協議会のしくみ

##### (1) 学校の指定

教育委員会では、学校運営協議会の設置を希望する学校長の申請に基づき、学校の保護者や地域の意向等を踏まえ学校を指定します。指定期間は2年としています。(再指定可)

##### モデル校の指定

本制度は平成20年度から23年度まで、モデル校2校を指定し、その活動を平成24年度に評価した上で、今後の方向等を検討しています。

##### (2) 委員の構成

委員の総数は10名以内で次の構成としています。学校長の推薦(は除く)に基づき教育委員会が任命します。

- 指定校に在籍する児童生徒の保護者
- 指定校の通学区域に所在する区民
- 指定校の教職員
- 教育委員会が必要と認める者

##### (3) 委員の任期

2年間(1回まで再任可)

##### (4) 委員の服務等

委員は、特別職の地方公務員として秘密を守る義務が課されるとともに、非行、地位利用などがあつた場合は解任されます。

##### (5) 委員の活動

委員は、学校運営協議会の会議(月1回程度)へ出席するほか、資質向上のための研修への参加、学校運営の状況を把握し理解するための学校訪問等を行います。

##### (6) 協議会の主な仕事

- 教育課程の編成、学校経営等に関する学校長の基本的な方針の承認を行います。
- 学校運営全般に関して、学校長又は区教育委員会へ意見を申し出ることができます。
- 指定校の教職員の人事等に関して都教育委員会へ意見を申し出ることができます。
- その他学校長から求められた事項についての審議を行います。

(7) 委員の報酬

月額10,600円(23年度実績)

(8) 協議会の運営方法

- 会に会長及び副会長を置きます。
- 会議は原則公開とします。
- 協議会には部会等必要な組織を置くことができます。
- 協議会はその活動状況に関する情報を保護者や地域へ発信します。

(9) 教育委員会の指導助言等

- 教育委員会は、協議会が円滑に活動できるよう、委員の研修、専門家の派遣等を行います。
- 教育委員会は、協議会の活動実績が認められない場合や、協議会としての合意形成が行えない場合は学校の指定を取り消します。

(10) 学校評議員との関係

学校運営協議会導入校では、学校運営協議会委員が学校評議員としての役割も果たしていくため、学校評議員を置かないこととします。

(11) その他

学校運営協議会導入校においても、学校長がこれまでどおり学校運営の責任者であることに変わりはありません。学校長は学校運営協議会の意見を尊重しながら学校運営を行うこととなります。

< 問合せ先 >

目黒区教育委員会事務局 教職員・教育活動課

電話 5722-9279